

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月29日(月) 9時06分から9時46分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(15人・議席番号順)

会長	木幡孝雄
会長職務代理者	又村克茂
委員	15名
4. 欠席委員(1人) 1名
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 6 議案2 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 7 議案3 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 8 議案4 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
 - 9 議案5 現況証明願いについて
 - 10 議案6 滝川市農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第 27 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 15 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。 議事日程 2 番、議事録署名委員は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 本日の議事録署名委員に 1 番 赤川委員、2 番 野崎委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期は本日限りとすることによろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 会期は本日限りといたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号一般事務報告について説明します。 (報告第 1 号、資料により報告)
議 長	説明が終わりました質疑意見を求めます。
各 委 員 議 長	(なしの声あり) なしということで質疑意見を終了いたします。 報告第 1 号については、報告済・承認とします。 議事日程 5 番、議案第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について説明します。今月は 3 件です。所有者が同じ方なのでまとめて説明します。 1 番、江部乙町 番 他 12 筆、 さんと さんの解約です。 2 番、江部乙町 番 の内他 2 筆、 さんと さんの解約です。 3 番、江部乙町 番 の内他 7 筆、 さんと さんの解約です。 所有者の さんより老齢で遠隔地の農地の維持管理困難なことから売

議 長 各 委 員 議 長	却の申し出があり、解約することとなったものです。来月以降の売買を予定しています。以上、本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。 説明が終わりました。質疑意見を求めます。 (なしの声あり) なしということで質疑意見を終了いたします。 議案第 1 号について、原案のとおり可とすることによろしいですか。 (異議なしの声あり) 議案第 1 号について、原案のとおり決定とします。
説 明 員	議事日程 6 番、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。 議案第 2 号、農地法第 3 条の許可申請について説明します。今月は所有権移転 1 件です。1 番、江部乙町 番、地目「畑」、4,841 m²、さんから さんへの売買による所有権移転です。これまで所有者の さんが所有していた畑で、近隣耕作者の さんが小麦を耕作していましたが、隣接している宅地 9,406.64 m²と併せて購入するものです。総額 3,500,000 円です。 さんについて、現在、 市と 町に農地を取得し、 市の畑作を主としている農業法人です。従業員の一人が所有者の と知り合いであり農地を含めた土地の取得を依頼されたもので、経営規模拡大のため滝川市の畑地を新規取得するものです。 さんについて、今年の 7 月に農地購入と滝川市での新規就農について相談があり、9 月 11 日に六役会議を行い会長以下六役と面談を行い、滝川市での農地取得に伴う新規就農は適当であると判断したところです。今後はレンタルしている農機具を 3 年以内に購入し 市と滝川市で農地を広げる予定です。 市に 9.3ha の小麦畑、 町に 5.5ha の畑を持ち、 市で認定農業者となっている農業法人で従業員は 3 名。今後は滝川市での小麦畑の面積を広げていきたい意向です。耕作者の さんもこの件については了承済

		です。
		以上で説明を終わります。
議 長	委員	説明が終わりました。議案第 2 号について質疑意見を求めます。
委 員		作業は、会社の社員が来て作業をするのか、それとも地元に委託する のか。
説 明 員		会社の従業員が来て作業を行うようです。
議 長		他に質疑はありますか。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号について、許可申請は許可 相当とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第 2 号について、原案のとおり決定とします。
		議事日程 7 番、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 について事務局に説明を求めます。
説 明 員		農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。
		今月は所有権移転 1 件です。
		1 番、東町 丁目 番 、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん、転用面積 1541 m ² 、準住居地域です。
		転用目的は 夏季は従業員及び来客の臨時駐車場として、冬季は自社管 理物件の雪堆積場 としてです。工事期間は令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日。
		事業実施の確実性は、資力及び信用があると認められ、申請に係る用 途に遅滞なく供する見込みがあると認められます。
		位置図詳細は、別添 3 号参考資料の位置図をご覧ください。
		説明は以上です。
		ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長		説明が終わりました。議案第 3 号について質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号について、許可申請は許可

各 委 員 議 長	相当とすることによろしいですか。 (異議なしの声あり) 議案第3号について、原案のとおり決定とします。
説 明 員	議事日程8番、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について事務局に説明を求めます。 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について説明いたします。今月は、貸借権設定が4件、所有権移転が6件です。 1番、2番、北滝の川 番 他15筆、地目「田」、23,142㎡、「畑」810㎡、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は3年間、10a当りの賃借料は、2,000円です。基盤強化法による利用集積計画の期間満了に伴い、引き続き中間管理事業で更新するものです。 3番、4番、江部乙町 番 、地目「畑」、26,028㎡、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は3年間、使用貸借のため10a当りの賃借料は、0円です。基盤強化法による利用集積計画の期間満了に伴い、引き続き中間管理事業で更新するものです。 次に所有権移転になります。 5番、6番、江部乙町 番 他7筆、地目「田」、11,872㎡、「畑」779㎡、 さんから北海道農業公社を通して さんへの即売による所有権移転です。 さんの老齢に伴い、農地の維持管理困難なことから、賃借人である さんに売却を行うものです。売買価格4,193,000円、10a当り田が350,000円、畑が50,000円です。 7番、8番、江部乙町 番 他5筆、地目「田」面積48,213㎡、 さんから北海道農業公社を通して さんへの即売による所有権移転です。 さんの老齢化に伴い、農地の維持管理困難なことから賃借人である さんへの売却を行うものです。売買価格17,356,000円、10a当り360,000円です。 9番、10番については、あっせん常任委員会より説明を行います。

議 長	以上で説明を終わります。 所有権移転番号 9 番、10 について、滝川西地区あっせん常任委員会、赤川委員長から説明をお願いします。
赤 川 委 員	滝川西地区あっせん常任委員会結果報告をします。 さんから滝川市北滝の川 番 外 1 筆、田 15,108 m²の売渡あっせん申出が令和 7 年 7 月 11 日にありましたので、北滝の川西 5、6、7 農事組合に農地あっせんの申出通知をしたところ、 さんから買受の申出がありましたことから、滝川西地区あっせん常任委員会を 9 月 11 日 8 時 53 分市役所 4 会 401 会議室で開催しました。 出席者は、売手、 さん、買手、 さん、委員は滝川西地区委員 7 名が出席し、事務局は、2 名の出席であっせんを行いました。あっせんは成立となりました。 あっせんの結果内容は、面積、田 15,108 m²、土地の条件は、暗渠、パイプライン有、砂利採取していない条件的にはかなり良い土地です。 価格は、反当田 28 万円、総額で 423 万円となりました。附帯物件はありません。以上あっせんとなりましたので報告します。
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。第 4 号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 4 号について、原案のとおり決定とします。
説 明 員	議事日程 9 番、議案第 5 号現況証明願いについての説明を求めます。
説 明 員	議案第 5 号、現況証明願について説明いたします。今月は 4 件です。 1 番、江部乙町 番 、 番 、面積は 478 m²、1,413 m²。 所有者は さん。一枚の「田」の中に一部地目が「畑」、「宅地」があり、それを「田」に地目変更を行いたいことから現況証明願の届出となりました。 2 番、北滝の川 番 、 番 、面積は 415 m²、877 m²。

議 長 各 委 員 議 長 各 委 員 議 長	所有者は さん。一筆が「田」の中に住宅があり、分筆をし住宅部分を「宅地」に地目変更を行いたいことから現況証明願の届出となりました。 3 番、登記地目「宅地」から「田」に変更が 1 筆。 江部乙町 番 、1457.68 m² 登記地目「雑種地」から「田」に変更が 6 筆 江部乙町 番 、314 m²、 江部乙町 番 、3523 m²、 江部乙町 番 、1340 m²、 江部乙町 番 、324 m²、 江部乙町 番 、354 m²、 江部乙町 番 、973 m²、 所有者は さん。 農地の売買に向けて地目を整理したいことから現況証明願の届出となりました。 4 番、北滝の川 番 、面積は 525 m²。 所有者は さん。一筆が「田」の地目の一部に「雑種地」があるため、地目変更を行いたいことから現況証明願の届出となりました。 以上 4 件について、備考欄に記載する日付にて各地区の農業委員さんのご協力のもと現地確認を実施いたしました。 説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いします。 説明が終わりました。議案第 5 号について質疑意見を求めます。 (なしの声あり) 質疑、意見を終了いたします。議案第 5 号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。 (異議なしの声あり) 議案第 5 号について、原案のとおり決定とします。 議事日程 10 番、議案第 6 号滝川市農業振興地域整備計画の一部変更に
--	---

説 明 員	係る意見についての説明を求めます。 議案第 6 号、滝川市農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見の聴取について説明いたします。 滝川市農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見、農振農用地区域への一部編入について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項に基づき、滝川市長から農業委員会に意見を求められましたのでお諮りするものです。 編入する農地は、議案第 6 号に添付する図面をご覧ください。 この地区において、土地改良事業を実施するため、編入するものです。 このことについて、農業委員会として意見があれば市長に提出したいと思しますので、ご審議お願いいたします。 以上です。
議 長	説明が終わりました。意見等があればお願いします。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	意見等を終了いたします。議案第 6 号について、特に意見なしで回答することよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 6 号について、特に意見なしと回答することとします。 それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。 (各推薦委員から事務連絡あり) その他、事務局からお願いいたします。 (行事日程について資料に基づき報告) 第 28 回総会は 10 月 30 日 10 時からで決定します。 以上をもちまして、第 27 回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。 皆さんご苦労さまでした。(9 : 46)